

座間味村にお住まいの皆さんへ

座間味村食料品等物価高騰対策 島ちゃび解消支援給付金のご案内

給付金を受給するためには手続きが必要です。

- 物価高騰が長期化する中、食料品等の物価高騰は基より、離島輸送コストも物価高騰に反映されていることから、経済的負担の軽減・島ちゃび解消を図ることを目的として、**全村民**に対し給付金**4.3万円**を支給します。※この給付金は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金／重点支援地方交付金」を活用しています。

給付金の支給額

全村民：4.3万円

給付金の支給時期

座間味村が確認書を受領した日から1ヶ月前後が目安です。

支給対象となる世帯

**基準日（令和7年12月31日）において
座間味村の住民基本台帳に記録されている者**

※基準日以降に死亡・転出をしたものはその限りではない

座間味村から確認書が届きます。

※一部申請が必要な場合があります
令和8年2月上旬より発送します。

申請期限：
令和8年3月10日（火）

オンライン又は**郵送**・**窓口**にてお
手続きをお願いします。

申請方法について

●オンライン申請

座間味村から届く確認書に記載のQRコードよりお手続きをお願いします。

●窓口申請

確認書をご記入の上、役場住民課窓口又は阿嘉・慶留間出張所までご提出ください。

お問い合わせ

座間味村役場 住民課 給付金 担当
098-896-4045
受付時間 平日9:00～17:00



給付金等の「**振り込め詐欺**」や
「個人情報の詐取」にご注意ください！